

愛知県まん延防止等重点措置の措置区域以外において 酒類提供を行うために飲食店が満たすべき「一定の要件」について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、まん延防止等重点措置の措置区域以外の飲食店において酒類の提供を行うための「一定の要件」を定めたので、お知らせします。

**対 象：まん延防止等重点措置の措置区域以外（42市町村※）の飲食店
のうち酒類の提供を行う飲食店**

※特措法第24条第9項に基づく協力要請

適用期間：2021年8月8日（日）から8月31日（火）まで

※まん延防止等重点措置 措置区域以外の市町村 豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、知多市、知立市、高浜市、岩倉市、豊明市、田原市、愛西市、北名古屋市、弥富市、みよし市、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

1 一定の要件

酒類提供を行う日までに、別添「対策項目チェックリスト」に基づき、以下の5項目の対策を全て実施してください。

- 1 アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保
- 2 手指消毒の徹底
- 3 食事中以外のマスク着用の推奨
- 4 換気の徹底
- 5 入店制限（同一グループの入店は、原則4人以内）

※ 協力金の申請の際には、対策項目チェックリストの写しを添付してください。（「あいスタ認証店」は除く。）

※ 県の調査員による見回りの際は、リストを提示してください。（県が実施した10項目調査（4～7月）で対策実施済みであることを確認した店舗及び「あいスタ認証店」（申請中を含む。）を除く。）

※ 「一定の要件」は、10月頃を目処に「あいスタ認証店」のみとする予定です。

2 要件を満たさない場合

酒類提供の停止を要請します。また、酒類が提供されている場合は、協力金の支給対象外となります。

3 相談窓口

取扱内容	名称	電話番号	受付時間
対策項目に関すること	あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時から午後5時まで （休日・祝日を含む毎日）
協力金に関すること	愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」 （コールセンター）	052-954-7453	午前9時から午後5時まで （休日・祝日を含む毎日）